

「生涯学習ふじさわプラン」基本計画の改定について

本市では、市民が生涯を通じて自主的な学習活動を継続的に展開できるよう、生涯学習体制の確立、環境整備に努める必要性から、1999年(平成11年)6月、「生涯学習ふじさわプラン」基本構想・基本計画を策定しました。

このプランは、本市の基本的な行政運営の指針である「ふじさわ総合計画 2020」との整合性を図ることと定めており、総合計画基本計画の改定に伴い「生涯学習ふじさわプラン」基本計画の見直しについて、2005年(平成17年)6月24日に藤沢市社会教育委員会議に諮問し、12月2日に答申を受けました。この答申に基づき、「生涯学習ふじさわプラン」基本計画を改定するものです。

1 改定案(別添のとおり)

2 改定の主な内容

生涯学習の基本方針

「生涯学習の範囲」について…… 《1》

家庭教育の重要性から、「家庭教育の支援」を加えた。

「生涯学習の必要性と目的」について…… 《2》

少子高齢社会において生涯学習の重要性が高まっていることから、生活技術・伝統・文化を次の世代へ継承させていくことの必要性を加えた。

「生涯学習推進の考え方」について…… 《4》

今日的課題として、行政の推進目標に「少子高齢社会への対応」「民間関係機関・団体等との連携」を加えた。

生涯学習機会の体系化

「成長過程に応じた学習機会の充実」について…… 《1》

学校施設にとどまらず、公民館などの公共施設についても青少年の利用促進を図ると共に、青少年の居場所としても工夫に務めることとした。

また、高齢期の学習機会については、介護予防の観点からも、「健康維持増進」を掲げた。

「市民の学習要望に応える学習機会の充実」について…… 《2》

安全・安心のまちづくりの重要性から、「地域の防犯に関する啓発活動と学習機会の充実」を新たに加えた。

「今日的課題に関する学習機会の充実」について…… 《3》

ニート対策、キャリア教育の重要性から、新たに「キャリア学習」を加えるとともに、今日的課題に対応するため、「少子高齢社会に関する学習」に「次世代育成支援を推進する学習機会の充実」を、「国際理解に関する学習」に「内なる国際化の推進」を加えた。

以 上

「生涯学習ふじさわプラン」基本計画 (改定案)

藤沢市生涯学習推進基本計画改定案 目次

生涯学習推進の基本方針	1
《1》生涯学習の範囲	1
《2》生涯学習の必要性和目的	1
《3》生涯学習推進の課題	1
《4》生涯学習推進の考え方	2
生涯学習機会の体系化	2
《1》成長過程に応じた学習機会の充実	2
《2》市民の学習要望に応える学習機会の充実	4
《3》今日的課題に関する学習機会の充実.....	6
《4》広域的・専門的な学習機会の充実	8
生涯学習推進体制の整備	9
《1》学習施設の整備とネットワークの構築	9
《2》学習情報システムの充実	11
《3》学習指導者の育成	11
《4》学習の場づくりと成果の活用	12
《5》生涯学習の総合的な推進	12

藤沢市生涯学習推進基本計画

生涯学習の基本方針

(1) 生涯学習の範囲

生涯学習の分野は幅広く、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動としてとらえることだけではなく、家庭教育の支援をはじめとして、スポーツ・文化活動、趣味、レクリエーション・ボランティア活動なども含まれます。

その推進にあたっては、学習ニーズを持つ人に対して学習活動へのきっかけづくりを行い、生涯学習の意義や自ら学ぶ姿勢を喚起し、具体的な学習活動へと導くことが必要です。

啓発活動の推進

市民の学習意欲を高めるため、様々な機会や場を通じて、生涯学習の普及・啓発活動に努めます。

(2) 生涯学習の必要と目的

国際化、高度情報化、少子高齢社会において、人間らしく生きるために、人々は、新たな知識、技術の習得が求められ、生涯学習の重要性がさらに高まっています。また、家庭や地域で伝承されてきた生活技術、伝統、文化を次の世代へ継承し、発展させていくことも必要です。

生涯にわたる学習は、自立をささえ、心豊かに人間らしく共に生きることが目的です。

生涯学習社会の構築

一人ひとりが生涯のいつでも自発的意思に基づき学ぶことができ、その成果や結果が適切に評価され、自己実現や社会に活かされる生涯学習社会の構築に努めます。

(3) 生涯学習推進の課題

市民が主体的に学習を行ううえで、その人に合った学習ニーズを把握し、適切な情報提供や学習相談に応じる必要があります。

生涯学習のニーズの把握と情報提供・学習相談の充実

高度化、多様化する様々な学習ニーズに対応できるよう、学習要望の把握、情報提供・学習相談の検討、充実に努めます。

(4) 生涯学習推進の考え方

藤沢市の生涯学習とは、市民一人ひとりがより豊かに充実した人生を送る学習であり、市民が主体者であり、その推進については、市民と行政とが協働してすすめる必要があります。

行政の役割と推進目標

藤沢市では、市民一人ひとりが自立しつつささえ合う、心豊かな社会の形成をめざし、次の5点を重点項目として、生涯学習を支援します。

情報のネットワーク化

ボランティア活動の推進

学校・家庭・地域の連携

少子高齢社会への対応

民間関係機関・団体等との連携

生涯学習機会の体系化

(1) 成長過程に応じた学習機会の充実

人間の発達段階における生涯学習との関わりは、家庭生活から始まり学校、そして社会生活へのつながりのなかで、人間関係が重要な要素となり、人間形成に大きく関わってきます。このため、乳幼児期から高齢期に至る発達段階での課題を的確に捉えた学習機会の提供に努めます。

(1) 乳幼児期

家庭教育の充実支援

乳幼児期は、家庭等において基本的な生活習慣を身につけたり、家族とのふれあいや遊びなどを通じて、社会性や創造性が育まれます。このことから保護者に対し家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、情報提供、相談体制の整備、交流の場づくりを支援します。

乳幼児教育の充実

乳幼児期には、保育園や幼稚園、地域などにおける集団生活との関わり、学習活動が重要です。このことから保育園や幼稚園との連携、生涯学習関連施設等における学習機会の充実や地域における異年齢の人とのふれあい教育の充実に努めます。

(2) 青少年期

家庭教育の支援

青少年期は、社会のルール、マナーや人間関係、他人を思いやる心や感性など、

豊かな人間性や自制心、自立心などを育む時期です。そのため、家庭教育力の向上を支援します。

青少年の社会参加、交流の促進

地域での行事やクラブ・サークル活動、ボランティア活動、福祉活動、職場体験など、青少年の社会参加・社会貢献を進め、仲間づくりや交流の場の整備の機会を促進し、青少年の自律性や社会性の醸成を支援します。

青少年の健全育成

青少年の健全育成は多感、多彩、多様な心身の発達を育むことにあります。バランスのとれた人格形成を支援するための青少年指導者の育成や、団体活動などの支援に努めます。

個性を活かす教育の充実

自己教育力の育成を図り、主体性、協調性を育むと同時に個性や能力を発揮する教育の充実に努めます。

体験教育の充実

自然、文化、歴史などに直接ふれる体験学習の充実や、優れた芸術や文化などの感動体験の場の充実、ボランティア学習や多様な地域との交流活動など体験学習の充実に努めます。

国際教育の推進

国際理解を深め、異文化を尊重する態度や、異なる伝統・文化・価値・習慣を持つ人々とともに生きていく態度を育成するための教育を充実し、併せて平和教育・人権教育の推進に努めます。

学校・家庭・地域の連携

家庭や地域社会が教育力を発揮し、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。学校・家庭・地域がネットワーク化を図り、青少年の健全育成を推進するための環境づくりを支援します。

教育相談の充実・指導の推進

いじめ、不登校、非行、薬物乱用等に対応する教育相談体制の充実を図り、適応指導の推進に努めます。

教育環境の整備

子どもたちの学習、生活の場である学校施設の整備充実を図るとともに、開かれた学校として地域資源の活用の体制づくりに努めます。

公共施設等の利用促進

公民館などの公共施設、学校について、青少年の利用しやすい運営と居場所となるような工夫に努めます。

(3) 成人期

成人期の学習機会の充実

成人としての社会的責任や、家庭・地域での中心的役割を支援するため、各人の生活領域のなかで直面する課題に関する学習や、趣味・生きがいなどに関する学習機会の充実に努めます。

リカレント教育の支援

終身雇用制の崩壊や、技術革新の進展の中で、学校で学んだ知識・技術だけでは社会の変化に対応することが困難な状況となっており、リカレント教育は、再就職の観点や女性の社会進出などの面から一層重要視されております。

このようなことから、大学などの高等教育機関、民間教育機関等との連携を図り、専門的学習ニーズに呼応した学習機会の支援に努めます。

成人のライフスタイルに応じた学習活動の支援

社会の成熟化とともに共働き家庭の増加や個人の価値観も様変わりし、人々の生活様式も大きく変化しております。学習活動への参加の意向も多様化しており、学習機会の場の提供など、時間・場所を配慮した対応に努めます。

(4) 高齢期

健康の維持増進のための学習機会の充実

いつまでも元気で充実した人生を送るため、健康の維持、増進に関する学習機会の充実に努めます。

地域参加・参画の推進

人生の先輩としての豊かな人生経験を活かした地域活動への参加・参画を推進します。

世代間交流の促進

若い世代に高齢者の豊かな知識や経験を伝えるとともに、若い世代からの新しい知識を学ぶことを通じて共に成長し、また、世代を越えた理解を深めるために、世代間交流を促進します

(2) 市民の学習要望に応える学習機会の充実

変化の激しい現代社会において、市民は暮らしのなかに生きがいや心の豊かさをはじめとして多様な分野の学習を求めています。

このため、市民の多様な学習ニーズに応える学習機会の充実に努めていくことが必要です。

(1) 健康に関する学習

健康づくりに関する啓発活動と学習機会の充実

健康管理や食生活の在り方、病気の予防などに関する啓発活動と学習機会の充

実を図り、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

健康に関する情報提供と学習活動の充実

保健、福祉、医療などの関係機関と連携し、健康に関する情報提供や相談の充実に努めます。

(2) 福祉に関する学習

福祉に関する啓発活動と学習活動の充実

福祉に関する啓発活動を推進するとともに、福祉に関する学習活動の一層の充実に努めます。

障害のある人への学習支援

障害のある人の学習を支援するため、多様な学習方法の活用に努めます。

(3) 防災・防犯・救急・交通安全に関する学習

防災・防火に関する啓発活動と学習活動の充実

防災、防火に関する啓発活動や学習機会の充実に努め、防災、防火意識の高揚を図ります。

地域の防犯に関する啓発活動と学習機会の充実

都市化などにより地域におけるさまざまな犯罪が増加しつつあり、また子どもへの犯罪も増加していることから、犯罪を防止するための地域啓発活動の充実に努めます。

救急に関する啓発活動と学習機会の充実

救急への正しい理解や応急処置の方法など、救急知識の普及啓発と学習機会の充実に努めます。

交通安全に関する啓発活動と学習機会の充実

交通安全思想などの啓発開発を進めるとともに、交通安全に関する学習機会の充実に努めます。

(4) 消費生活に関する学習

消費生活に関する啓発活動と学習機会の充実

日々の暮らしに密着した消費生活に関する啓発活動と学習機会の充実に努め、消費生活や消費者問題に関する知識の普及、消費者被害の減少に努めます。
また、高度情報化に伴い、インターネット上での商品取引に関するトラブルが増加しており、その防止のための啓発活動の充実に努めます。

消費生活に関する相談の実施

消費生活に関する様々な相談に応じるよう努めます。

(5) まちづくりに関する学習

都市環境の整備に関する啓発活動と学習機会の充実

安全で快適なまちづくりに関する啓発活動と学習機会の充実に努めます。

(6) 芸術・文化に関する学習

芸術・文化に関する学習機会の充実

市民の芸術・文化に対する理解を深め、その自主的活動を支援するとともに、芸術・文化に関する学習の場と鑑賞の機会の充実に努めます。

芸術・文化活動への参加の促進

地域の文化の裾野を広げるため、市民の芸術・文化活動への参加の促進に努めます。

(7) 趣味・教養に関する学習

趣味・教養に関する学習機会の充実と支援

趣味・教養に関する学習機会の充実と支援に努めます。

(8) 郷土の歴史・文化遺産などに関する学習

郷土の歴史などに関する学習機会の充実と支援

郷土の歴史、文化遺産などに関する学習機会の充実と支援に努めます。

文化財の保護と活用

文化財に対する市民意識の啓発を図るとともに、その保護と活用に努めます。

(9) 生涯スポーツに関する学習

生涯スポーツの多様な展開

年齢や体力などに応じた様々なスポーツの機会を提供し、誰でも気軽に参加できる環境づくりに努めるとともに、年齢、性別、運動能力にかかわらず楽しめるニュースポーツの紹介など多様な生涯スポーツの普及啓発に努めます。

生涯スポーツの支援体制の充実

スポーツに対する市民要望の多様化に応えるため、指導者の充実に努めるとともに、関係団体などの活動の支援に努めます。

(3) 今日的課題に関する学習機会の充実

今日的課題に対応した学習が必要であり、そのための学習機会の充実が求められています。

(1) 環境問題に関する学習

意識の高揚と啓発

自然を愛する意識の高揚に努めるとともに、自然環境、生活環境の保全対策などの環境問題に関する意識の啓発に努めます。

学習機会の充実

環境の保全・創造をめざして、環境問題に関する知識と理解を深めるため、学習機会の充実に努めます。

実践活動の支援

市民が環境問題に配慮し、リサイクル活動など地球にやさしい暮らしを進めるための支援に努めます。

(2) 少子高齢社会に関する学習

少子高齢社会に対応した学習機会の充実

少子高齢社会から派生する諸課題を市民一人ひとりの問題としてとらえ、学習機会の充実や啓発に努めます。

次世代育成支援を推進する学習機会の充実

安心して子どもを産み、育てられるようにするための学習機会の充実支援に努めます。

高齢期の生活に対応した学習機会の充実

高齢期への心構えや、暮らしかたなどの学習機会の充実に努めます。

(3) 高度情報化に関する学習

高度情報化社会に対応した学習機会の充実

高度情報化社会における世代に応じた情報を活用する知識、技術力の向上を図るとともに、自己責任、危機管理等の能力向上のための学習機会の充実に努めます。

(4) 男女共同参画社会に関する学習

啓発活動の促進

男女共同参画社会実現のための啓発活動や学習活動の促進に努めます。

性を尊重する意識の推進

性を尊重する意識づくりのための啓発活動や、総合的な相談体制の充実に努めます。

女性問題に対応した学習機会の充実

女性問題についての理解を深めるため、学習機会の充実を図るとともに、学習グループの連携に努めます。

(5) 人権に関する学習

教育関係者への啓発活動や学習機会の充実

教育関係者の研修機会の充実を図り、学校教育における人権教育を推進するなど、人権に関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動や学習機会の充実に努めます。

あらゆる機会での啓発活動の充実

児童虐待や家庭内暴力の社会問題化をはじめとする、さまざまな人権問題を防止するための意識の啓発や学習機会の充実に努めます。

ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンを推進する学習機会の充実

障害の有無や年齢、性別に関わりなく、差異や多様性を認め合い、様々な人々が共に生きる社会をめざし、心のバリアフリー（障壁を取り除く）を推進するための学習機会の充実に努めます。

（注）ノーマライゼーション＝誰もが人間として人格が尊重され、対等で主体的な生活を地域社会の中でおくれるよう保障しようとする人権・平等思想の一つ

（注）ソーシャル・インクルージョン＝特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築くという考え方

(6) 産業・職業に関する学習

産業の活性化のための学習機会の充実

産業構造の変化や技術革新に備えた学習機会の充実に努めます。

充実した就労のための学習機会の支援

働きがいや、余暇時間の拡大に関する学習機会への支援に努めます。

(7) 国際理解に関する学習

地球市民としての学習機会の充実

地球市民として国際理解を深め、人種・民族、文化、価値・習慣などの多様性を理解するための学習機会の充実と、市民レベルでの交流の促進を図ります。

内なる国際化の推進

市政情報の多言語サービスなど、市内在住の外国籍の方々の日常生活を支援します。

(8) キャリア学習

（注）キャリア学習＝社会の一員として求められる様々な立場や役割を担うため、自分なりの職業観・勤労観、職業に関する技能や知識を身につけるとともに、対人関係能力などを向上させるための学習

職業観・勤労観をもった責任ある社会人の育成支援

ニートやフリーターの増加が社会問題となっています。自らの人生設計や職業観、勤労観を築くための学習機会や情報の提供、相談体制の充実等により意識の啓発に努めます。

人間関係能力向上のための学習機会の充実

社会の中で人と交流、協力していくために必要となるコミュニケーション能力の向上を支援する学習機会の充実に努めます。

(4) 広域的・専門的な学習機会の充実

生活圏の拡大などにより、市民の学習活動はますます広域的になっています。また、基礎的な学習を終え、より専門的な学習活動をする市民が増えています。こうした市民の学習ニーズに応えるためには、近隣の自治体や大学などの高等教育機関や民間教育機関、企業などと連携し、様々な学習機会を提供していくことが求められています。

広域的な学習機会の充実

広域的に展開する学習活動への支援や、多様な学習ニーズに応えた事業展開を図るため、県及び近隣自治体との連携を進めます。

高等教育機関などとの連携

大学などの高等教育機関や民間教育機関などとの連携をすすめ、公開講座などの高度・専門的な学習機会の充実を図り、併せてその教育機能の活用に努めます。

生涯学習推進体制の整備

(1) 学習施設の整備とネットワークの構築

(1) 学習施設の整備

市民の学習活動の支援にあたっては、学習情報の収集提供や学習相談の充実、学習プログラムなどの研究開発、学習指導者、生涯学習ボランティアなどの養成のための研修、関係機関・団体などとの連絡調整などの機能の一層の充実が求められることから、生涯学習施設の整備が必要です。

拠点となる施設等の整備

学校教育、社会教育の連携を図り、総合的な広い視野から湘南の地域に即した生涯学習を創造するとともに、研究や研修、情報の提供、相談のための拠点施設の整備について検討します。

その他生涯学習関連施設の整備

生涯学習推進のための施設の整備について検討します。

(2) 既存施設の充実

市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学習活動ができるようにするためには、市民の身近に存在する既存の生涯学習関連施設の有効活用を図っていく必要があります。

本市の生涯学習関連施設として、公民館、学習文化センター、図書館、青少年会館などの青少年施設、体育館をはじめとするスポーツ施設、学校教育施設、地域

市民の家、市民会館、労働会館、老人福祉センターなどの公共施設があり、市民の身近な学習活動の場として利用されています。

今後はこれら既存施設で市民の多様な学習ニーズ、ライフスタイルに応じた施設運営を進めるとともに、質的な向上を図り学習者にとって利用しやすい施設としていくことが必要です。

既存施設の設備の充実

生涯学習の場としての有効活用を図るため、設備・機器や学習資料の一層の充実に努めます。

学習ニーズに応じた施設運営の充実

市民の多様化・高度化した学習ニーズに応じ、利用時間帯にも配慮した施設運営の充実に努めます。

図書館機能の充実

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」をめざし、自由に資料を借りて利用することができる図書館サービス網の整備を図るとともに、レファレンスサービス体制や図書館総合情報ネットワークシステムの充実など、図書館サービスの推進に努めます。

(注)レファレンスサービス＝図書資料及び情報の問い合わせに対するサービス

(3) ネットワークの構築

市民の多様化、高度化、個人化した学習ニーズに対応していくためには、事業、学習情報、人材、機材などの豊富な学習資源が必要になります。

このため、市の施設をはじめとした各施設間のネットワーク化を図り、それぞれが有する学習資源を互いに利用し合うことが必要になります。

施設間ネットワークの構築

本市の生涯学習関連施設間のネットワーク化を図り、各施設の有する学習資源を有効利用し、市民の学習活動の支援に努めます。

民間関係機関・団体等との連携

民間事業者や、私立学校、NPOなどの市民活動団体等との連携を進め、これらが有する学習資源を多角的に活用し市民の学習の場や機会の確保に努めます。

(4) 市民参加・参画による学習施設の運営

市民が利用しやすい学習施設の運営に努める必要があります。

このためには、拠点施設の整備や施設の運営に市民の参加・参画を進めていくことが望まれます。

市民参加・参画による学習施設づくり

学習施設の整備にあたり、構想段階から市民の参加・参画を得た施設づくりを

さらに進めます。

市民参加・参画による学習施設の運営

学習施設の運営にボランティアなどをはじめとする市民の参加・参画を求め、学習者の視点に立った施設の運営に努めます。

(5) 学校の生涯学習支援機能の充実

地域住民の学習ニーズに応えるため、学校の教育機能を活用した学習機会の提供を検討するとともに、学校の持つ人材や設備などソフト・ハード両面の教育機能の地域開放に努めることが必要です。

学校の地域開放の促進

学校における地域住民を対象とした開放講座の実施など、学習機会の提供を検討をはじめとして、学校の教育機能の地域開放に努めます。

学校施設の活用の推進

学校施設の開放を一層推進するとともに、活用の充実に努めます。

(2) 学習情報システムの充実

(1) 学習情報の収集と提供

学習ニーズに対応した情報提供

市民の学習活動を支援するためには、学習に関する情報を一括して収集し、体系的に整理して、市民の学習ニーズに応じ、各種情報提供誌の発行や、FM放送、CATV、インターネットなど、様々なメディアを活用し、市民が利用しやすい情報提供に努めます。

広域的な情報提供

市域内及び市域外の関係機関・団体などと連携し、広域的な情報提供に努めます。

(2) 学習相談の充実

学習相談の充実

生涯学習に関する様々なニーズに対応し、適切な助言と情報提供が一体となった学習相談体制の充実に努めます。

(3) 学習指導者の育成

学習指導者の発掘・育成

市内で活動する団体の指導者や、様々な分野で豊富な知識や優れた技術技能などを持って活動している人に働きかけ、学習指導者としての発掘・育成に努め、市民の学習活動を支援します。

人材登録制度の整備

学習指導者を登録し、学習者に紹介する人材登録制度の充実を図るとともに、講師情報の提供に努めます。

ボランティアの育成・活用

自らの学習成果を生かす場として、ボランティアの育成と活動の場づくりに努めます。

(4) 学習の場づくりと成果の活用

主体的学習活動の支援

市民の主体的な学習活動を推進するため、学習グループ・サークルなどが地域で主催する学習活動に対する支援に努めます。

学習活動を通じた交流の場づくり

学習者や学習グループ・サークルなどが共に集い、ふれあう場、交流の場づくりに努めます。

学習成果の発表の場の提供

市民が学習活動を通じて身につけた知識や技術などの学習成果が活かされる発表の場や機会の提供に努めます。

学習成果の活用の促進

学習者が生涯学習の支援者として活躍できる、地域活動、ボランティア活動など学習成果の活用の場づくりに努めます。

(5) 生涯学習の総合的な推進

市民参加・参画による推進体制

市民や地域、学校、民間事業者、NPOなどの市民活動団体等と行政が協働し、生涯学習の総合的な推進を目指します。

庁内の推進体制の確立と意識の高揚

生涯学習事業の総合的推進に向け、庁内行政連絡会議の効果的運営を図るとともに、職員一人ひとりが学習支援者として自己啓発をはじめ行政の専門家としての意識の高揚に努めます。